

糸満小学校 感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月20日作成

①【保健管理】

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう努める。
- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの感染症対策を行う。
- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことの指導を徹底する。

②【児童生徒等の健康管理】

- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行う。（健康観察カードの活用）
- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させる。
- 児童生徒に感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査に協力する。（学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置とする。）
- 以上については、教職員についても同様の扱いとする。

③【保護者からの問い合わせに対して】

- 保護者から感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談された場合は、まずは保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努める。
- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうる。

④【学校教育活動について】

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努める。
- 教室等でのエアコン使用は、休み時間ごとに換気を行い空気を入れ換える。
- 消毒は、教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。（清掃の仕上げに次亜水を散布し、ティッシュで拭く。）
- 学校教育活動においては、通常マスクを着用とし、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。
- 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、流水と石鹸での手洗いを指導する。
- 当分の間、冷水機の使用を禁止する。
- 学校歯科医の助言により当分の間、給食後の歯磨きは中止する。（家でしっかり磨く）

⑤【休み時間の過ごし方】

- 教室の窓を開け、換気をする。
- 可能な限り、外で過ごす。(①ウォーキング、②間隔をあけて「なわとび」など)
- 遊具や鉄棒遊びはできるが、人に触れないように気をつける。遊んだあとはしっかりと手洗い、うがいをする。
- 鬼ごっこなど人に直接さわる遊びはしない。

⑥【心のケア等に関すること】

- 新型コロナウイルスに関することではじめや差別が起こらないように十分に指導の徹底を図るとともに早期発見、早期対応に努める。
- 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。
- 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別については、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。
- 子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を活用する。

⑥【学習指導に関すること】

- 登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。
- 指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し(単元の入替)等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う、等の柔軟な対応を図る。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をする。また、児童生徒が密集する運動児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をする。

⑦【学校給食に関すること】

- 給食の前と後にテーブルや机を消毒液で拭く。
- 全員が食事前の手洗いを徹底し、手洗後は静かに席に着き、配膳を待つ。
- マスクは食べるときだけ外し、食事中は飛沫が飛ばないように静かに食べる。
- 学校歯科医の助言により当分の間、給食後の歯磨きは中止する。(家でしっかり磨く)

糸満小学校 新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

令和2年5月20日作成

1 児童の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭と連携して、登校前の検温と健康観察を行う。(健康観察カードの活用) ② 家庭と連携して、手洗い後に使用するハンカチとマスク持参の徹底。
2 感染防止対策	<p><学校生活を通してマスクの着用と常に3密の状態にならないよう努める。></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教室等では常に換気を心がけ、夏場のエアコン使用時は毎授業後、換気を行う。 ② 給食の前後、トイレの後、外遊びの後は必ず手洗いを行う。 ③ 職員、児童のマスク着用を徹底する。(児童は予備のマスクを担当に提出する) ④ 教室の席は、できるだけ離して配置する。(グループ学習は実施しない) ⑤ 児童が密集状態にならないよう学年集会、全体集会は行わない。(学級単位の活動までとする) ⑥ 清掃の仕上げとして、人が触れる場所を消毒する。(次亜水を散布しティッシュで拭く) (ドアノブ、手すり、スイッチ、水道のガラン、トイレの便座、流すレバー、など) ⑦ 当分の間、冷水機の使用を禁止する。(水筒を必ず持ってくる) ⑧ 学校で発熱等の風邪症状が見られる場合は、保護者に連絡して自宅で休養させる。 ⑨ 児童や職員に感染が確認された場合は、市教委や保健所の指示に従い、必要な措置に協力する。
3 授業中	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童の顔を近づけての交流(話し合い)は行わない。 ② 大きな声は出さない。(音読は自分の声が聞こえる大きさで) ③ 体が触れる活動はしない。 ④ 体育等運動場や体育館で児童間の十分な距離をとっている場合はマスクの着用は不要とする。
4 休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 可能な限り、外で過ごす。(①ウォーキング、②間隔をあけて「なわとび」など) ② 遊具や鉄棒遊びはできるが、人に触れないように気をつける。遊んだあとはしっかりと手洗う。 ③ 鬼ごっこなど人に直接さわる遊びはしない。
5 給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 給食の前と後にテーブルや机を消毒液で拭く。 ② 全員が食事前の手洗いを徹底し、手洗い後は静かに席に着き、配膳を待つ。 ③ マスクは食べるときだけ外し、食事中は飛沫が飛ばないように静かに食べる。 ④ 学校歯科医の助言により当分の間、給食後の歯磨きは中止する。(家でしっかり磨く)
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルスに関することでのいじめや差別が起こらないように十分に指導の徹底を図るとともに早期発見、早期対応に努める。 ② 感染防止に懸念がある学習内容は、時期を変えて学習する。(単元入替等) ③ 授業時数の確保や学校生活に負担にならないよう、学校行事等、色々な面で見直しを行う場合もある。 ④ 登下校の安全管理は学校、家庭、地域が連携して行う。友だちと登下校する際、密接にならないよう指導する。

※本ガイドラインは、そのときの感染状況や文科省や県、市の新たな方針等が出た場合は随時見直しを行う。